

# 4月1日から 市の機構が変わります

※ 再編後の担当業務は関係分のみ抜粋して掲載しています。

- ◆保健福祉部に、地域包括ケアシステムの構築に向けた高齢者介護福祉施策を一体的に所管する「**地域包括ケア推進課**」を設置します。

名 称	主な担当業務	連絡先
地域包括ケア推進課	高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画の策定・推進、地域包括支援センターの運営、医療・介護連携の推進、生活支援体制の整備、福祉コミュニティエリアの整備	☎21-3041
介護保険課	介護保険の給付、要介護・要支援認定、資格管理、介護保険料の賦課および収納	☎21-3023
高齢福祉課	高齢者福祉および介護の総合相談、介護予防、認知症施策	☎21-3025

- ◆経済部に、「食の産業化」を推進するための「**食産業振興課**」や、企業誘致体制の強化等を図るための「**企業立地担当**」を設置するほか、「労働課」を「**雇用労政課**」に名称変更するなど、部の再編を行います。

名 称	主な担当業務	連絡先
経済企画課	部内の庶務、産業政策、融資制度、中小企業団体等の指導	☎21-3305
商業振興課	商業の振興、中心市街地の活性化	☎21-3306
食産業振興課	食の産業化、貿易・物産の振興、食料品製造業の振興	☎21-3314
工業振興課	工鉱業の振興、工業用地、再生可能エネルギー、起業化の促進、情報産業の振興	☎21-3316
企業立地担当	企業誘致、産学官金連携	☎21-3321
雇用労政課	労働政策の推進、雇用促進制度の周知、雇用対策および労働力定着対策	☎21-3308

- ◆観光部の「コンベンション推進課」と「観光推進課」を廃止し、観光客誘致、コンベンション等の各種行事（MICE）の誘致等を所管する「**観光誘致課**」と、フェスティバルタウン形成の推進、観光関係の各種イベント、フィルムコミッション業務等を所管する「**観光振興課**」を設置します。

連絡先 観光誘致課 ☎21-3396、観光振興課 ☎21-3383

- ◆土木部の「施設管理課」と「維持課」を廃止し、市道の維持管理および占用許可等を所管する「**道路管理課**」と、公園、河川等の維持管理および使用許可等を所管する「**公園河川管理課**」を設置します。

連絡先 道路管理課 ☎21-3414、公園河川管理課 ☎21-3431

- ◆都市建設部の「住宅課」で担当している空家等の対策に関する業務を「**都市整備課**」に移管します。

連絡先 都市整備課 ☎21-3358

- ◆教育委員会学校教育部の「学校再編・計画担当」を廃止し、教育課題への対応、教育政策の立案機能の充実を図るため、「**教育政策推進室**」を設置し、同室内に、学習指導要領への対応、新規事業の企画立案を所管する「**教育政策課**」と、学校再編の推進、地域学校協働活動の促進等を所管する「**学校再編・地域連携課**」を設置します。

連絡先 教育政策課 ☎21-3523、学校再編・地域連携課 ☎21-3550